

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………

……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

○都道の区域変更(四件)……………(建設局道路管理部路政課)……………

### 告示(選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………

○令和六年五月二十六日執行東京都議会議員補欠選挙(目黒区選挙区)における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨……………

### 公告

○労働委員会規則に基づく公示による交付……………(東京都労働委員会)……………

## 告示

### ●東京都告示第二百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第九百十二号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同

条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月三日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 首都高速道路株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業都市高速道路第一号線(高速大師橋)
- 三 事業施行期間 平成二十八年四月二十八日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

### ●東京都告示第二百十四号

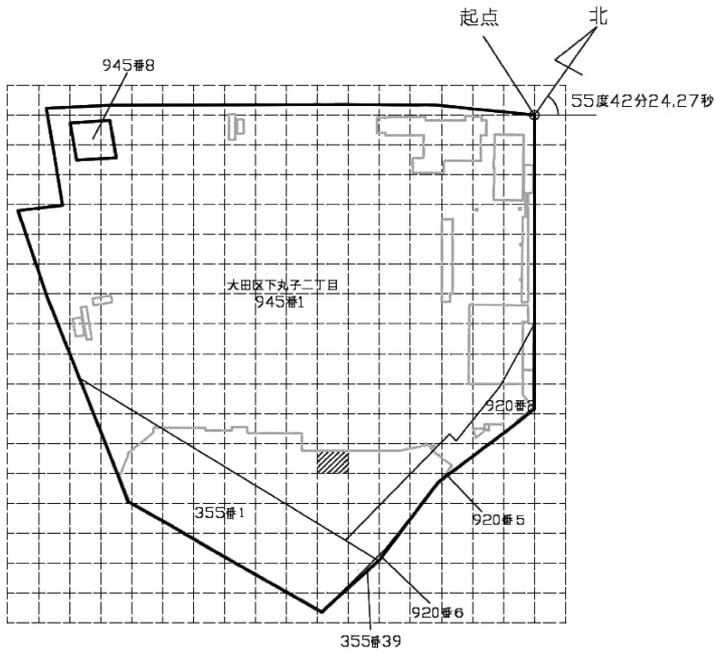
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第九百八十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月三日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区下丸子二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】

起点は、大田区下丸子二丁目945番1の最北端とする。

【格子の回転角度<55度42分24.27秒>】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 飯田橋石神井新座

二 変更の区間 新宿区大久保三丁目百七十番二百三十地

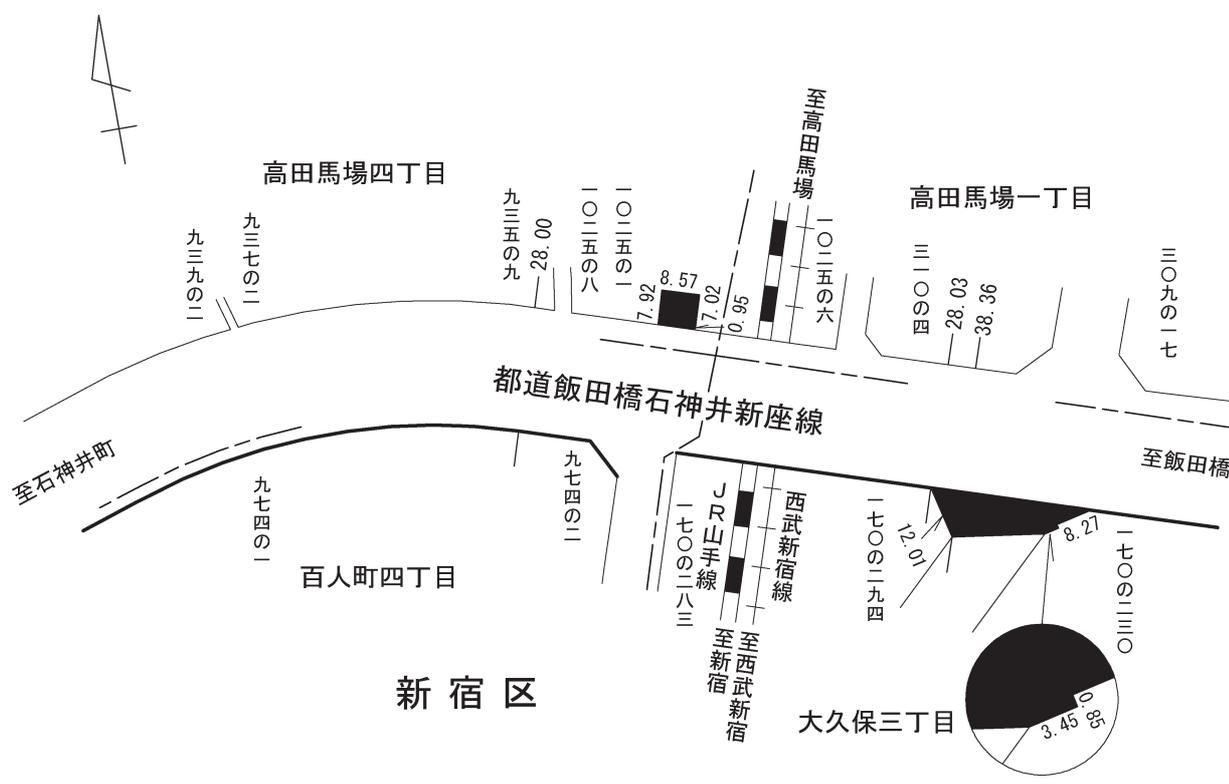
先から同区高田馬場四丁目二十五番一  
地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道飯田橋石神井新座線区域変更略図  
新宿区大久保三丁目、高田馬場四丁目

都道  
 特別区道  
 編入区域  
 延長  
 面積  
 三〇三・七八平方メートル

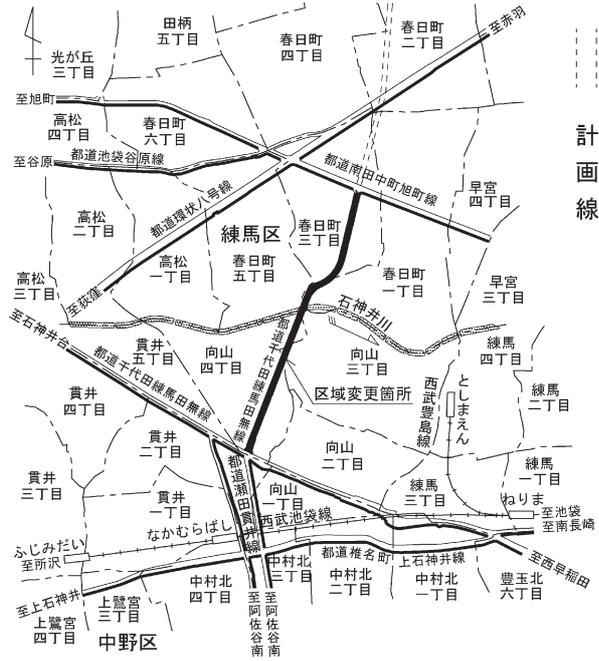


別図

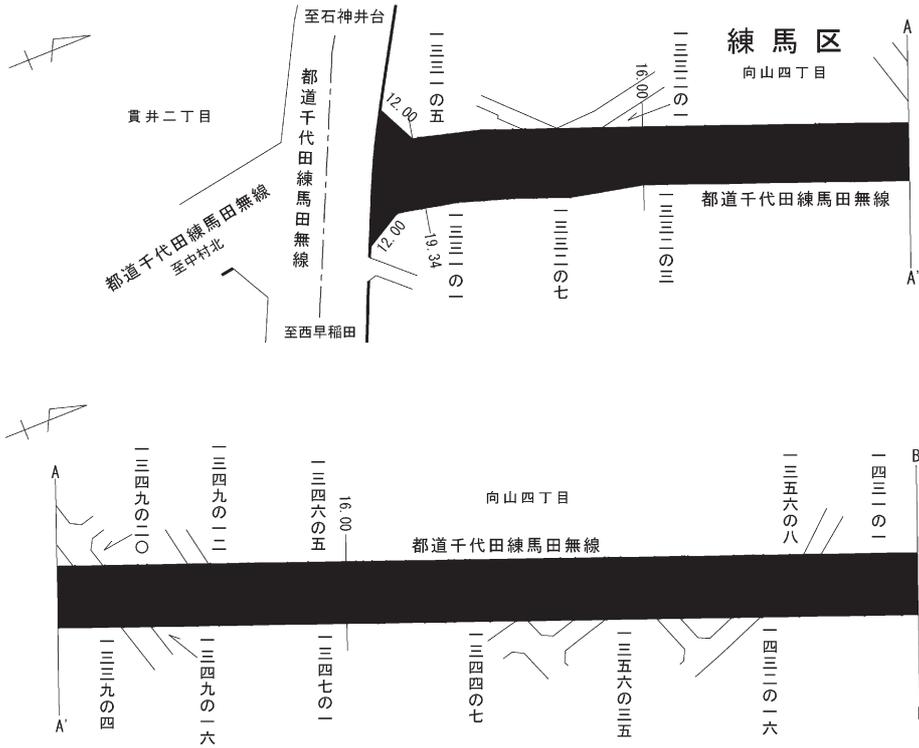
都道千代田練馬田無線 区域変更略図  
都道南田中町旭町線  
練馬区向山四丁目～春日町三丁目



- (1) 都道千代田練馬田無線  
延長 一、二四四・一八メートル  
面積 二〇、四一四・九〇平方メートル
- (2) 都道南田中町旭町線  
延長 七・一八メートル  
面積 二八・四六平方メートル



(1) 都道千代田練馬田無線



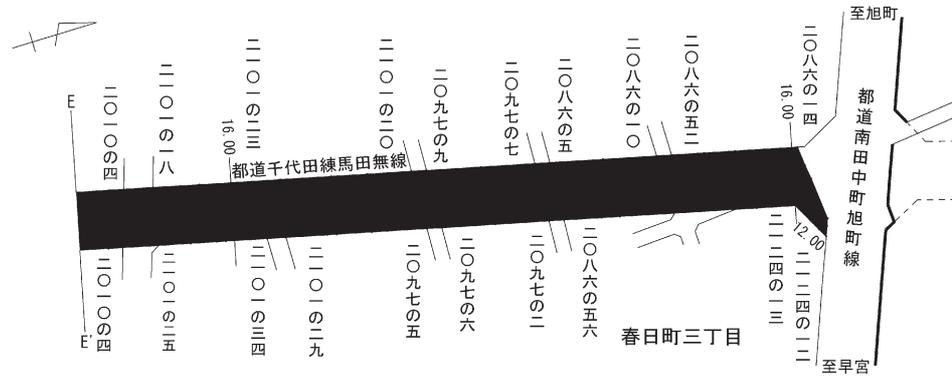
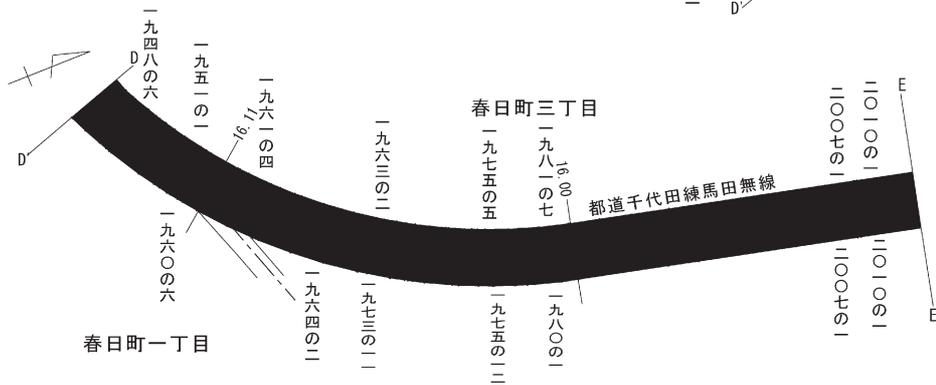
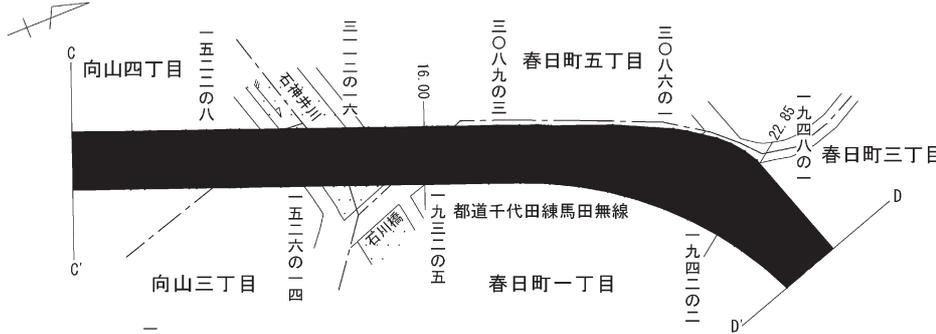
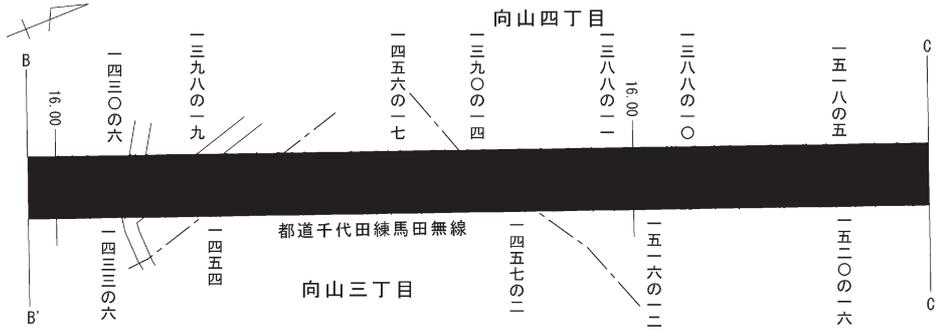
●東京都告示第二百十六号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、令和八年三月三日から起算して二週間  
 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三日

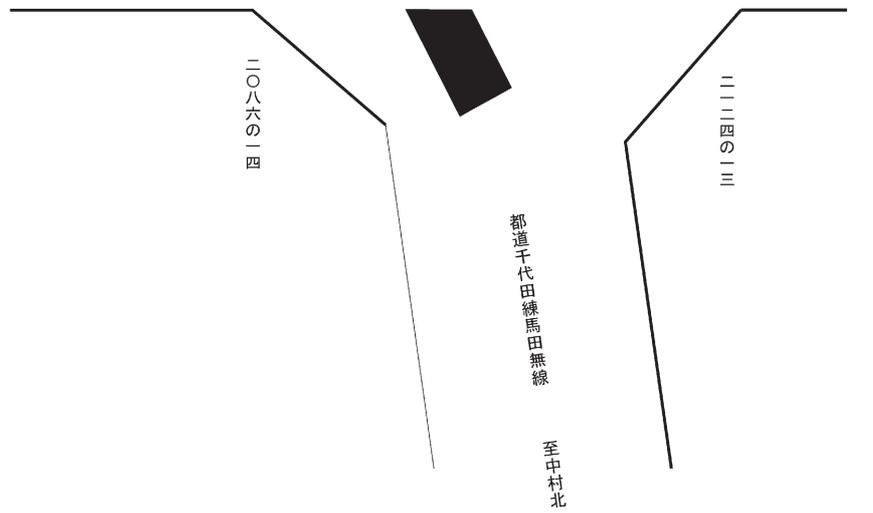
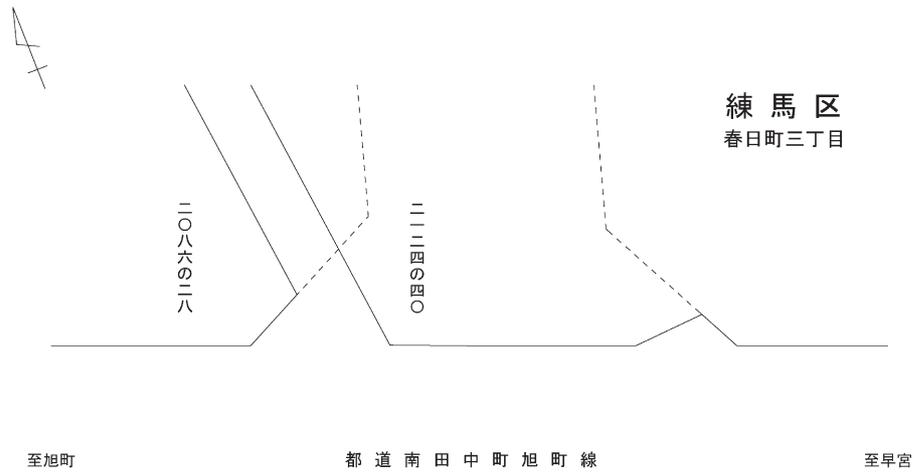
東京都知事 小池 百合子

- (一) 路線名 千代田練馬田無線
- (二) 変更の区間 練馬区向山四丁目千三百三十一番一地从先から同区春日町三丁目二千二百二十四番十二地内まで

- (一) 変更の概要 別図表示(1)のとおり
- (二) 路線名 南田中町旭町
- (三) 変更の区間 練馬区春日町三丁目二千八十六番十四地从先から同所二千二百二十四番十三地先まで
- (四) 変更の概要 別図表示(2)のとおり



(2) 都道南田中町旭町線



●東京都告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 府中町田

二 変更の区間 多摩市関戸六丁目十三番三地先

三 変更の概要 別図表示のとおり

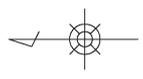
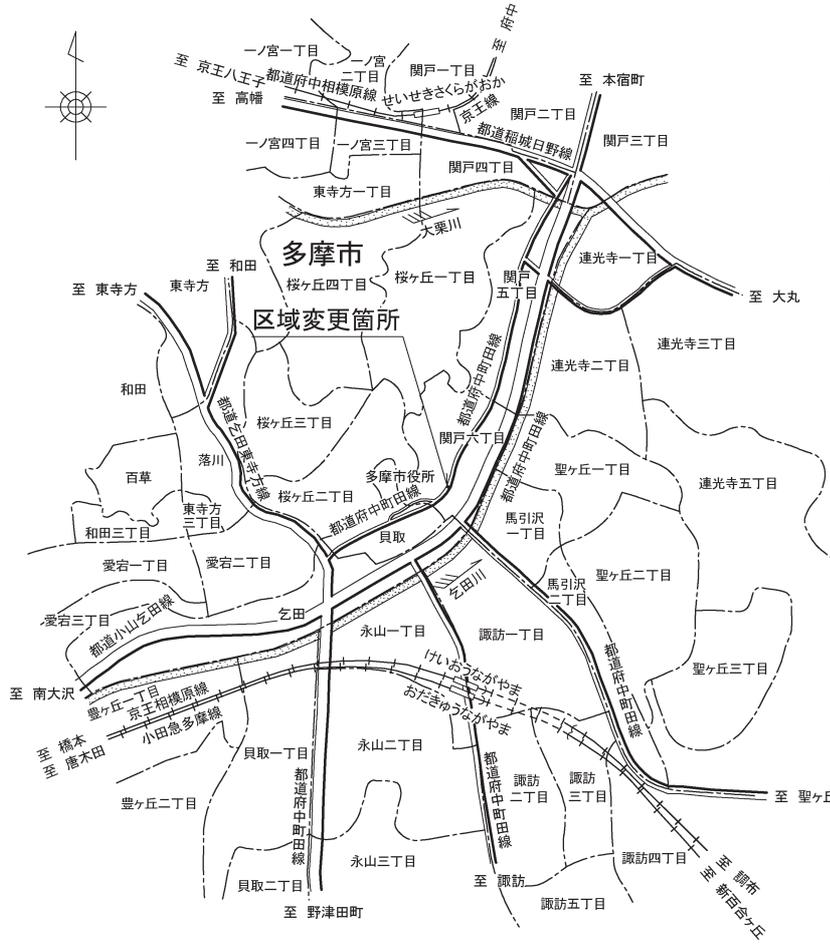
別図

都道府中町田線区域変更略図

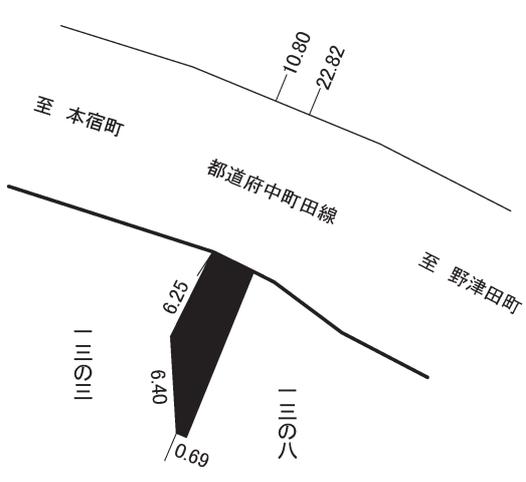
多摩市関戸六丁目地内



延長 三・四九メートル  
面積 三一・六五平方メートル



多摩市  
関戸六丁目



●東京都告示第二百十八号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

### 別図

## 都道神戸山多幸線区域変更略図

### 神津島村字滝川地内

都道  
 村道  
 編入区域  
 延長  
 面積

六二・九四メートル  
 四一六・四一平方メートル



その関係図面は、令和八年三月三日から起算して二週間  
 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和八年三月三日  
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 神戸山多幸
- 二 変更の区間 神津島村字滝川百四十九番地内から同所百八十七番地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

告 示 (選)

東京都選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和八年三月三日 東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

東京都選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十二条第一項の規定に基づき、令和六年五月二十六日執行の東京都議会議員補欠選挙(目黒区選挙区)における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨を、次のとおり公表する。

令和八年三月三日

東京都選挙管理委員会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年5月26日執行 東京都議会議員補欠選挙(目黒区選挙区)
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の期限額(法定選挙運動費用額) 10,396,500円

Table with 3 columns: 報告書の要旨, 氏名, 所属党派, 任期. Includes 青木英太 and 宏田隆.

収入 主たる寄附(1件10万円以上) (氏名・団体名) (職業) (金額)
その他の寄附(1件10万円未満) 21件 210,000円
その他の収入 5,000,000円
総計 5,210,000円

支出 人件費(選挙事務所費) 175,820円
家庭費(集合会場費) 1,320,000円
通信費 0円
交通費 1,491,048円
印刷費 963,600円
広告費 0円
文具費 0円
食料費 0円
体泊費 0円
雑費 0円
総計 3,950,468円

Table with 3 columns: 支出のうち公費負担相当額, 項目, 金額. Includes ポスターの作成 and ビラの作成.

Table with 3 columns: 候補者氏名, 所属党派, 任期. Includes 井澤京子 and 清水健一.

収入 主たる寄附(1件10万円以上) (氏名・団体名) (職業) (金額)
自由民主党東京都支部連合会 1,000,000円
自由民主党東京都第十支部 2,000,000円
自由民主党目黒区第十支部 0円
その他の寄附(1件10万円未満) 0円
その他の収入 3,000,000円
総計 3,000,000円

支出 人件費(選挙事務所費) 329,590円
家庭費(集合会場費) 404,000円
通信費 20,020円
交通費 42,994円
印刷費 1,083,252円
広告費 242,110円
文具費 22,831円
食料費 159,860円
体泊費 57,200円
雑費 204,541円
総計 2,566,398円

Table with 3 columns: 支出のうち公費負担相当額, 項目, 金額. Includes ポスターの作成 and ビラの作成.

候補者氏名	須藤健太郎
所属党派	無所属
出納責任者氏名	須藤健太郎
期	令和6年5月2日から 令和6年5月30日まで 第1回分

収入  
主たる寄附（1件10万円以上）

(氏名・団体名)	(職業)	(金額)
その他の寄附（1件10万円未満）		0円
その他の収入		0
総計		1,500,000

支出	(金額)
人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費 (集合同会場費)	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	1,079,068
広告費	0
文具費	0
食料費	0
体泊費	0
雑費	213,000
総計	1,292,068

支出のうち公費負担相当額	金額
ポスターの作成	959,388円
ビラの作成	123,680円
計	1,079,068円

報告書受理年月日 令和6年6月10日 第1回分

候補者氏名	西崎翔（通称：西崎つばさ）
所属党派	立憲民主党
出納責任者氏名	細貝悠
期	令和6年5月7日から 令和6年5月31日まで 第1回分

収入  
主たる寄附（1件10万円以上）

(氏名・団体名)	(職業)	(金額)
立憲民主党東京都総支部連合会	政党	1,000,000円
その他の寄附（1件10万円未満）		0
その他の収入		0
総計		1,000,000

支出	(金額)
人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費 (集合同会場費)	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	835,160
広告費	129,580
文具費	4,742
食料費	0
体泊費	0
雑費	0
総計	969,482

支出のうち公費負担相当額	金額
ポスターの作成	594,000円
ビラの作成	123,680円
計	717,680円

報告書受理年月日 令和6年6月6日 第1回分

候補者氏名	宮本栄
所属党派	日本共産党
出納責任者氏名	宮藤甲二
期	令和6年5月10日から 令和6年5月28日まで 第1回分

収入  
主たる寄附（1件10万円以上）

(氏名・団体名)	(職業)	(金額)
日本共産党目黒地区委員会	政党	1,054,201円
その他の寄附（1件10万円未満）		0
その他の収入		0
総計		1,054,201

支出	(金額)
人件費	76,000円
家屋費	89,968
選挙事務所費 (集合同会場費)	0
通信費	0
交通費	13,093
印刷費	616,007
広告費	521,706
文具費	0
食料費	4,755
体泊費	0
雑費	25,124
総計	1,346,653

支出のうち公費負担相当額	金額
ポスターの作成	349,800円
ビラの作成	123,680円
計	473,480円

報告書受理年月日 令和6年6月6日 第1回分

## 公 告

労働委員会規則に基づく公示による交付

労働委員会規則 (昭和24年中央労働委員会規則第1号)

第19条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり公示による交付を行う。

なお、交付すべき書類は、東京都労働委員会事務局審査調整課に保管し、交付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和8年3月17日の終了をもって書類の交付があつたものとみなされる。

令和8年3月3日

東京都労働委員会

会長 圃 藤 丈 士  
記

### 1 事件名

- (1) 都労委令和6年不第29号不当労働行為救済申立事件
- (2) 都労委令和6年資第50号資格審査事件

### 2 交付すべき書類

- (1) 上記1(1)の事件に関する命令書 (写)
- (2) 上記1(2)の事件に関する資格審査決定書 (写)

### 3 交付を受けるべき者

申立時の所在地 新宿区西新宿一丁目13番12号

申立人 日本橋LC教員組合

委員長 浮谷 孝行

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

